第 10 回滋賀県景観審議会屋外広告物適正化検討専門部会 議事要旨

■実施概要

· 日時: 平成 31 年 3 月 22 日(金) 10:00~12:00

·場所:滋賀県庁北新館3階多目的室3

議事:

- ① 屋外広告物の規制にかかる田園住居地域の扱いについて
- ② 屋外広告物条例ガイドライン改正への対応について
- ③ 屋外広告物の規制の見直しにかかる検討について

■出席者:

- ·委員:黒川委員、鈴木委員、高井委員、轟委員、西村委員、和田委員(6名中6名出席)
- · 事務局 6 名
- 傍聴者 4 名

■配布資料:

- ・資料1 第10回滋賀県景観審議会屋外広告物適正化検討専門部会資料(本編)
- ・資料2 第10回滋賀県景観審議会屋外広告物適正化検討専門部会資料(資料編)
- 資料 3 別冊資料

■議事要旨

① 屋外広告物の規制にかかる田園住居地域の扱いについて

| 事務局 | (屋外広告物の規制にかかる田園住居地域の扱いについて説明) |
|-----|-------------------------------------|
| 委員 | 現行の規制では、非自家用広告物のうち、案内図板については、禁止地域 |
| | にも設置できるということになっている。屋外広告業界の中でも賛否が分か |
| | れているが、今後、景観面をさらに配慮するならば、ここにもメスを入れる |
| | 必要がある。この点について、今後検討していただきたい。 |
| 事務局 | 案内図板は、道路通行者等を導くという役割があり、一定必要だという部 |
| | 分もある。今後の屋外広告物の規制の見直しに係る検討の中で、案内図板の |
| | あり方について検討したい。 |
| 部会長 | 案内図板は、地図などの案内内容が 40%以上のものとされているが、こ |
| | れは何で規定されているのか。調整は可能なのか。 |
| 事務局 | 滋賀県条例では、条例上の規定はなく、運用上の内規的なものである。案 |
| | 内図板の運用上の定義を変更すれば調整は可能であるが、県内の独自条例市 |
| | も含めて県内で統一して 40%以上という定義にしているため、もし変更す |
| | るのであれば、県内市町との調整が必要になると思われる。なお、県内の独 |

| | 自条例市においては、条例規則の中に案内図板は 40%ということで数値的 |
|-----|--------------------------------------|
| | に明文化している市もある。 |
| 部会長 | 広告主が異なる複数の広告が、交差点にたくさん出てくるケースがある。 |
| | これらについて基準はどのようなものがあるか。広告主が違ったら特に規制 |
| | はないのか。 |
| 事務局 | 禁止地域や許可地域 C では、同一広告主であれば、相互間距離規定があり、 |
| | 許可地域Bでは、同一広告主かどうかに関わらず相互間距離規定がある。 |
| 委員 | 選挙ポスターや選挙立て看板も交差点に多く設置されていて、中には緑地 |
| | に長期間放置されているように見受けられるものもある。誰が責任をもつこ |
| | とになるのか。もう少し景観面からも整理、検討いただきたいと思う。屋外 |
| | 広告物の規制の中で設置の期間の定めはあるのか。 |
| 事務局 | 滋賀県条例では、選挙運動のためのポスターや政党の広告等については、 |
| | 一部規制の適用除外規定がある。規制の適用除外とならないもので、県条例 |
| | の許可基準に適合してないものであれば、指導の対象になる可能性がある。 |
| | 具体の事例を個別に見ないと適法なのかどうなのかということは判断でき |
| | ないが、今後の規制のあり方の検討の中では、そういった広告物のあり方に |
| | ついても必要に応じて見直しを検討させていただく。 |
| 部会長 | 規制対象になるかどうかを別にして、確認や取扱いというのは考えていく |
| | 必要があると思うので、今後の規制見直し等の中でも位置づけをしていくよ |
| | うお願いしたい。 |
| 部会長 | 議題となっている田園住居地域に関しては、以前に部会で一度審議したと |
| | 思うがいつであったか。 |
| 事務局 | 平成29年12月にこの田園住居地域に関してご審議いただいた。 |
| 部会長 | 本件議題は、諮問に対しての答申、審議会全体会への報告が必要で、事務 |
| | 局案としては、禁止区域にするということで提案いただいている。 |
| | 前回の審議会全体会で審議会会長から、農家レストランとか、6次産業的 |
| | なものも含まれるような地域ではないかというような話もあった。禁止地域 |
| | であっても、自家用あるいは案内図板は設置が認められているので、適切に |
| | 農業関連の広告として対応できると思う。禁止地域とする対応でよいと思う |
| | がいかがか。 |
| 委員 | (異議なし) |
| 部会長 | 報告案のとおり、部会から審議会全体会のほうに報告し、最終的な答申等 |
| | は審議会から出していただくこととしたいがよろしいか。 |
| 委員 | (異議なし) |
| 部会長 | では、議題の一つ目に関しては、以上のかたちで審議会のほうに報告する。 |

② 屋外広告物条例ガイドライン改正への対応について

| | の未例がイドノイン以上・シング心にして、 |
|-----|--------------------------------------|
| 事務局 | (屋外広告物条例ガイドライン改正への対応について説明) |
| 委員 | 投影広告物について、規制の適用除外の基準が掲出期間が 14 日以内で、 |
| | 許可の基準が壁面面積の2分の1以内とあるが、表示期間が14日以内であ |
| | れば2分の1ではなく、建物全体に投影してもいいということか。また、許 |
| | 可基準の壁面面積の2分の1という数値の根拠はどういうものか。 |
| 事務局 | 14 日以内であれば、建物全面への投影は可能である。面積基準について |
| | は、地域により2分の1や3分の1、4分の1など複数種類の基準がある。 |
| | 具体の数値が設定された際の根拠は把握していないが、2分の1を超えると、 |
| | 建築物の過半が広告物というかたちになり、景観上は支障が大きいというこ |
| | とかと思われる。 |
| | イベントとして実施されるプロジェクションマッピングは、建物全面を使 |
| | ったほうが作品として魅力のあるものができるということで、国の条例ガイ |
| | ドラインでは、商業地域においては、面積上限を定めないというような改正 |
| | がなされている。県としては、そのようなイベントは 14 日以内で実施して |
| | いただく分には問題がないし、それを超えるのであれば、従来の屋外広告物 |
| | の許可基準の中でやっていただくということで考えている。国のほうはオリ |
| | パラ対応もあり、緩和という考えが強いが、県としては今のところは早急な |
| | 緩和は必要ないと考えている。 |
| 委員 | 適用除外となる14日というのは、連続して14日間か。1日空いて、とい |
| | うことでも大丈夫なのか。投影広告物は、今後増加すると思うので、この 14 |
| | 日以内のものがたくさん開催されるような状況が生じる可能性を考えると、 |
| | 少し不安な長さだと感じる。また14日の根拠というものも何かあるのか。 |
| 事務局 | 許可や違反指導を担う市町の判断にもよるが、基本的には開始日から終わ |
| | りの日までが 14 日以内であるというのが基本的なスタンスになるかと思 |
| | う。14日という数値が設定された際の根拠は、把握できていない。 |
| 部会長 | エリアマネジメントについて、それに該当するかどうかの判断は、どのよ |
| | うに行うのか。 |
| 事務局 | 改正への対応をしない方針であるため、判断する必要がないというのが前 |
| | 提になるが、今後の事例の蓄積の中では、実施主体となる事業者様にその意 |
| | 思があることを確認することになると考える。 |
| 部会長 | 前回改正の歩道橋の場合は、実施要望の主体が県であり、県の物件として |
| | の歩道橋ということだったが、今回は、掲出される物件はあくまで私有財産 |
| | ということか。公共物にもできるのか。 |
| | 例えば、公有財産である公園で、公園の指定管理者等が、公園に広告を出 |
| | して、そこの広告料収入で維持管理の不足を補いたいとか、イベントに使い |
| | |

| | たいとか、そういうようなケースがありうるのか。 |
|-----|------------------------------------|
| 事務局 | 私有物、公共物、どちらもありうる。公園に掲出するケースも、民地の建 |
| | 築物に掲出するケースも両方ありうる。 |
| 部会長 | 現行でも基準内であれば掲出できるのか。 |
| 事務局 | 基準内であれば現状でも掲出できる。 |
| 部会長 | 先行事例も踏まえつつ、例えばしっかり公共還元されているのかというチ |
| | ェックをどういうかたちでやるのかとか、従来の基準の範疇でやってきたも |
| | のに対してどこまで緩和していくのかという部分は、やはり丁寧に検討して |
| | いく必要がある。抜け穴的にどんどんそういうものが生じてくるとよくな |
| | い。情報収集とか整理を引き続きお願いしたい。 |
| 委員 | 前回改正と比べて、お金の使い道がより自由になり、公共施設における広 |
| | 告物が見苦しくないように設置されるということであれば問題はない。例え |
| | ばどこかの球場の命名権を買って表示するものであれば1社だけのことなの |
| | で、統一されたデザインで美しく配置されると思う。ただ、色々な複数の広 |
| | 告主が入るようなことになると美観を損なうと思うので、例えばロゴは使う |
| | のはいいが、モノトーンで全部統一するといったルール、細かい規則みたい |
| | なものが必要だと思う。その点について、運用を検討するときに報告をいた |
| | だいて、一緒に検討させてもらいたい。 |
| 事務局 | 公共還元というのは単純にお金を払うということだけではなくて、やはり |
| | 事業者の方には景観に対しての取り組みもお願いをしたいものであると考 |
| | える。 |
| | 大阪市の事例であるが、事業主体であるTMOが、景観の自主ルールを策 |
| | 定して、良好な景観と自主財源の確保の両立を図っている事例がある。これ |
| | は行政側の定める規則ではなくて、広告募集をする側が自主的なルールを策 |
| | 定して、そこに適合した民間広告の掲出を行っているというような事例。こ |
| | のような事例は、今後の本県における検討でも参考になると考えている。 |
| 部会長 | 屋外広告物法の縛りもあり、審議会での議論や規制の中では、なかなか掲 |
| | 出内容やデザインまでは踏み込めない部分があると思うが、ただやはり、ま |
| | さしくエリアマネジメント等に関しては、制度として入れるかどうかは別と |
| | しても、デザインルール等に対して、何らかの指針なり提案なり、あるいは |
| | それを決めるための仕組み構築に踏み込んだほうがいいと思う。前回改正の |
| | 歩道橋に関する審議でも、条例や法制度上はそこまで書き込めないけども、 |
| | 募集主として募集要項には入れておこうという話となった。具体の内容に入 |
| | れるところは、このような議論の中とか、あるいは付帯できるような方針と |
| | か指針の中で入れていければと思う。 |
| 部会長 | 事務局から報告、提案があったとおり、今後事例が出てきた場合には議論 |

をさらに深めていく。現状としては現行の枠組みの中で適時個別対応してい くということで当面は進めることとしたい。

③ 屋外広告物の規制の見直しにかかる検討について

| 事務局 | (屋外広告物の規制の見直しにかかる検討について説明) |
|-----|------------------------------------|
| 部会長 | 前段の議題の中で幾つか指摘があった点なども、ここにまた挙がっている |
| | が、大きな作業に取り組もうという事務局の高い志を感じるような課題提示 |
| | もある。 |
| 委員 | デザインガイドライン等を検討していくということだが、広告物の質とい |
| | うのは、ガイドラインではなかなか決められない難しいものだと思う。広告 |
| | を掲示する業者等が、何を目標にしたらいいかということを、県がうまく示 |
| | せるものがあったらよい。優良な広告物に賞を与えるとか、滋賀県らしさと |
| | いうものをより伝えられるもの、県民が共有認識、共通認識として持てるよ |
| | うな、そういう取り組みを紹介していくことも一案ではないか。ただ規制を |
| | していくだけではなくて、より美しくしていこうというモチベーションを上 |
| | げられるような取り組みを加えていけたらいいと思う。 |
| 事務局 | 県の取組としては、そのような賞を与える取り組みは現状ないので、デザ |
| | インガイドラインがいいのか、賞がいいのか、両方必要なのかということも |
| | 含めて、今後の施策の参考にさせていただきたい。 |
| 部会長 | 制度的には枠組みしか決められないという部分があると思うが、賞のよう |
| | な形や、具体的なエリアや事業が設定された中で、行政からもコミットでき |
| | る部分があると思う。質を上げていくための取り組み方策がどのようなかた |
| | ちがありうるのかについて、また事例を収集して、色々な手法、選択肢を挙 |
| | げていただきたい。 |
| 委員 | 多くの県民の方に屋外広告物についてもっと興味関心を持っていただく |
| | ということが重要。いま挙がっていた賞も一つの手法であるし、タウンミー |
| | ティングに関しても、参加いただく方の裾野をもっと広げて、商工会や地元 |
| | 商店主、自治会の方などにもお声かけしてもっと幅広くいろんな方にご参加 |
| | いただけるよう働きかけを検討していただきたい。 |
| 部会長 | 結果として広告主にとってもメリットがあるということが、伝わっていく |
| | ことが大事だと思う。お互いの意識が高まっていくような施策をぜひ今後検 |
| | 討していただきたい。 |
| 委員 | 広告物の相互間距離規定の廃止を検討される点はありがたい。これは許可 |
| | 事務を担う行政側も大変だが、屋外広告業者としても、施主からの要望に応 |
| | じて設置をする場合に非常に困っている部分である。いざ申請に行ったら、 |
| | 相互間距離規定のせいでその場所には建てられないことが判明して、施主に |

| | 怒られるケースがある。 |
|---------|--|
| 委員 | 主要な交差点になると、案内図板がたくさん設置されていて、案内図板と |
| | しての用をなしていない。施主は自分の看板を見ているので目立っていると |
| | 錯覚するが、複数の看板があって、その中の一つというのは、一般の方はほ |
| | とんど見ていない。ましてや案内図板として、というのは建前だけの話にな |
| | っている。一つの交差点に看板がたくさん建つというのは本当に景観上よく |
| | ない。 |
| | 色の規制をかけるとか、あるいはデザインについてもう少し踏み込んで規 |
| | 制するとかが必要ではないか。高さについても、工作物の確認申請さえ取れ |
| | ば、いくらでも高くできる状況があるし、前に看板が立っていても、後の権 |
| | 利を買い取って、3列ぐらい立っているところもある。そこは、デジタルサ |
| | イネージの手法を用いて、一つの大きなスクリーンにして、例えば AI の技 |
| | 術を用いて、広告主が訴求したい相手が通るような時間帯に分けて、適切な |
| | 広告を表示する等の工夫もあるのではないか。 |
| | また、災害時には緊急情報を優先して流すという契約を交わすことで、厄 |
| | 介者扱いとなっている案内図板等が、有用な役割を果たせるかもしれない。 |
| 事務局 | 案内図板をどうするのか、相互間距離を廃止した上ででも、景観上配慮し |
| | たものにするために、どのような手法が考えられるのか、今後検討を進めて |
| | いきたい。 |
| 部会長 | デザインにもできるだけ関与していきたいという話があるが、内容にまで |
| | 踏み込めないという中で、現行としては規制内容は、大きさとか形状の規制 |
| | となっている。あと、彩度や色彩関係、光沢等は、内容ではないという扱い |
| | で、制限をかけられる部分になっているということでよいのか。必要であれ |
| | ば基準で対応できる話なのか。 |
| 事務局 | 色彩等については、明確にここから先はダメというものが決まっているわ |
| | けではない。地域区分もあり、厳しい地域は踏み込んだ規制をしているが、 |
| | 緩い地域はそこまでしてないということで、区域全体で見れば、必ずしも全 |
| | てを規制しているわけではないというようなバランス感を持っての規制が |
| | 必要ではないかと考える。全域で色彩規制をしてしまうというのは踏み込み |
| La A E | 過ぎだと言われる可能性がある。 |
| 部会長 | 内容とかデザインと、制限とのせめぎあいの部分を、今後もう少し整理し |
| ±17 ∧ □ | ていく必要がある。 |
| 部会長 | 適用除外に関しては、規制から外れるから行政当局としては関係ないとい |
| | う立ち位置ではなく、それも含めて適時判断をしているということだと思い |
| | うので、安全上、景観上支障が出てくるところがあるという部分では所掌している。 |
|] | ていく必要もあると思う。そこも含めた検討を図っていく必要がある。 |

| 部会長 | 規制の見直しの中でも、見直し方針①②③は、なかなか整理が大変になる |
|--------|--------------------------------------|
| | と思われる。地域特性に応じた地域区分への見直しをするというのは、非線 |
| | 引き都市計画区域のところで、特に用途地域のないところでどのようなかた |
| | ちでゾーニングするのか、検討が大変だと思う。 |
| | 資料編の6ページ、田園地域と自然地域について現状、県条例の対象エリ |
| | アと、それ以外も含めて、簡単に補足説明をお願いする。 |
| 事務局 | 資料中、水色セルは低層住宅、一つ目の議題であった田園住居地域等も想 |
| | 定される地域。こちらは県条例では禁止地域となっている。一方、緑色セル |
| | が主要な農地が含まれる地域で、滋賀県条例では最も緩い許可地域である許 |
| | 可地域 A。県内の各独自条例市では、守山市と東近江市は田園ゾーンを規制 |
| | の厳しい地域として設定されている。守山市・東近江市以外の市については、 |
| | 滋賀県と同様に田園ゾーンは、その他ゾーン、残余地域として最も緩い規制 |
| | になっている状況となっている。今後、県の方針としては守山・東近江市に |
| | 準じた方針をとっていくべきではないかと考えている。 |
| 部会長 | 要するに、農地については、規制が非常に緩い場合と厳しい場合の両方が |
| | ある。一つ目の議題にあがっていた田園住居地域などは厳しいほうでの設定 |
| | となる。市街化調整区域については、本来土地利用とか建築規制では厳しい |
| | エリアであるのにもかかわらず、現行の屋外広告物の規制では商業系のエリ |
| | アと同じ基準であることをどう考えたらいいのか。田園系エリア、つまり調 |
| | 整区域、非線引き、都市計画区域外のようなエリアの広告のあり方、景観の |
| | あり方を一度整理しておく必要がある。実際のところ、調整区域や非線引き |
| | のエリアでの広告の設置状況はどうか。 |
| 事務局 | 実際に設置されている広告の写真を資料に載せている。基本的には田園地 |
| | 域は人が少なく広告効果も少ないため、広告掲出ニーズは余り多くないとい |
| | うのが前提としてある。 |
| | ただ一方で、今の時代は自動車交通が主になっているので、幹線道路沿道 |
| | や交差点、IC の出口付近のように、田園地域であっても広告掲出ニーズが |
| | 非常に高い地域もあるという状況。それらについて、うまく規制が機能して |
| | いない部分もあるのではないかと考えている。特に、幹線道路である国道8 |
| | 号沿道は、許可地域の中では一番厳しい C 地域であるが、沿道店舗が立地し |
| | て、その店舗の自家用広告物が非常に大きいという現状がある。これがいい |
| 48 A E | のか悪いのかについては今後、ご意見をいただきたい。 |
| 部会長 | きめ細やかにするというのは、一方で複雑になる部分もあってなかなか出 |
| | す側、指導する側としては難しい部分もあると思うが、やはり良好な滋賀県 |
| | らしい景観を保全していくという非常に大事な使命もあると思うので、整理 |
| | いただければと思う。 |

| 委員 | 屋外広告業の組合では、業界内において全国的に同じ水準の看板の安全点 |
|-----|-------------------------------------|
| | 検技能を担保するために、安全点検技能講習を2年前から実施している。 |
| | 安全点検技能講習に関しては、安全点検技能に特化した講習だが、今後こ |
| | の資格を屋外広告士の受講項目の中に組み込んで、発展的に解消して屋外広 |
| | 告士のほうに一本化していくのはどうかということも、業界としてもまだは |
| | っきり結論はだせないが、案として出ている。今は過渡期なので、当面は看 |
| | 板の安全を担保するために、安全点検技能講習修了者も、屋外広告物の継続 |
| | 申請時の点検資格者として認めていただけるよう検討いただきたい。 |
| 事務局 | 継続許可申請時の点検資格としては、通行者の多い地域については、屋外 |
| | 広告士か、点検技能講習修了者に限定するという内容の規則改正を行い、10 |
| | 月から施行予定である。ただし、通行者が多い区域は非常に限定されている |
| | ため、対象広告物の範囲の拡大については、引き続き検討が必要なものとし |
| | て考えている。点検技能講習の発展的解消も検討されているということであ |
| | れば、その動向も見ながら、どの資格が望ましいのか検討していきたい。 |
| 部会長 | 継続許可時の安全点検はもちろん、放置されているような看板も含めて、 |
| | トータルとして維持管理体制等についてもあわせて整理していただければ |
| | と思う。 |
| 部会長 | 風景条例や景観計画の場合は、景観の指針をつくるというのが、ひとつの |
| | アウトプットとしてあるが、屋外広告物は、条例の内容を変えるだけか。 |
| 事務局 | 見直しの内容に応じて、条例改正、規則改正を行うことになる。それ以外 |
| | の屋外広告物計画、指針のようなものは今のところ想定はしていない。 |
| 部会長 | 見直しも含めて、広告物の全体像、あるいは指針を含めたようなものがア |
| | ウトプットとしてあるとわかりやすく、いろんなところにも伝えやすいと思 |
| | う。少なくとも変更点に関しては全体を整理して周知されると思うが、景観 |
| | 計画にあたるような体系や枠組みのようなものがあるとよい。 |
| | また、県条例の範疇ももちろん必要だが、県内市町での統一ルール、協定、 |
| | 取り決め、連携の内容についても、審議会で提示していただければと思う。 |

以上